

清川村環境基本計画の策定について

パブリックコメントの実施について

1 目 的

令和6年4月、本村の地域において、全ての者が協働して、恵み豊かな環境の保全および創造を図り、環境への負荷の少ない持続可能な村「きよかわ」を目指すため、『清川村環境基本条例』を制定し、この条例に掲げる基本理念や基本方針を道しるべとして、将来的に望ましい環境像および環境基本目標や施策の設定をはじめ、取り組みの主体となる住民、事業者および観光客などと協力と連携を図りつつ、現に有する良好な環境の保全および創造を図ることを目的に『清川村環境基本計画』の策定を進めてきました。

このたび計画（案）の取りまとめが完了したことから、広く村民の皆さんに情報を提供し、計画（案）に対して提出された村民の意見を考慮して意思決定（策定）を行い、村の考えを公表します。

2 パブリックコメントの対象

清川村環境基本計画（案）

3 計画（案）および関係資料の閲覧

次に掲げる場所等で令和8年2月24日（火）から令和8年3月8日（日）まで閲覧を行います。

- (1) 清川村役場 1階 環境上下水道課 窓口
- (2) 清川村生涯学習センターせせらぎ館 1階 清川村図書館
- (3) 清川村ホームページ

4 意見の提出期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月8日（日）まで

※ 郵送の場合は、末日の消印有効とします。

5 意見の提出資格

- (1) 村内に住所を有する者
- (2) 村内に事務所又は事業所を有する個人、法人およびその他団体
- (3) 村内の事務所又は事業所に勤務する者

6 意見の提出方法

意見については、所定の意見提出用紙に記入のうえ、次の方法により提出してください。

- (1) 持参する場合

清川村役場 1階 環境上下水道課 窓口へ直接提出してください。

(2) 郵送する場合

郵送先 〒243-0195 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地
清川村 環境上下水道課 環境係

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-288-1909
送信先：清川村 環境上下水道課 環境係

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス kankyou@town.kiyokawa.kanagawa.jp
送信先：清川村 環境上下水道課 環境係
電子メール件名 清川村環境基本計画（案）に関するパブリックコメント

7 意見の取扱い

提出された意見は、清川村環境基本計画の制定にあたって参考とさせていただきます。

また、個人情報を除き、意見の概要、意見に対する村の考え方および修正した場合は修正案を公表します。

なお、提出された意見に対して、個別の回答はいたしません。

8 関連する資料

【パブリックコメントの対象】

清川村環境基本計画（案）

【関連資料】

- ① 清川村環境基本計画（案）に関するパブリックコメントの実施について
- ② 意見提出用紙
- ③ 清川村パブリックコメント手続きに関する要綱
- ④ 清川村環境基本計画（案）

9 問い合わせ

清川村 環境上下水道課 環境係

電話 046-288-3862（直通）

ファックス 046-288-1909

電子メール kankyou@town.kiyokawa.kanagawa.jp